

家庭的保育事業等認可申請概要

資料4 (参考) - 1

事業者	名称	社会福祉法人むそう		代表者職・氏名	理事長 戸枝 陽基				
	住所	愛知県半田市天王町一丁目40番地5							
事業者	事業概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 障害福祉サービス事業の経営 (ロ) 地域活動支援センターの経営 (ハ) 移動支援事業の経営 (ニ) 障害児通所支援事業の経営 (ホ) 特定相談支援事業の経営 (ヘ) 障害児相談支援事業の経営 公益を目的とする事業 (1) 日中一時支援事業 (2) 障害児・者在宅生活支援事業							
		開設予定年月日	平成 29 年 3 月 1 日						
事業所	名称	ほわわびじっと1							
	事業の種類	居宅訪問型保育事業							
	住所	世田谷区瀬田二丁目6番8号							
	最寄駅	東急田園都市線 二子玉川駅 徒歩14分 東急バス 瀬田中学停留所 徒歩5分							
	連携施設	チャイルドデイケアほわわ瀬田(児童発達支援事業)							
	審査形態	新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会) その他(児童福祉法第34条の15第4項の規定による意見聴取)							
開園時間	開園時間(基本)	午前9時	00分	～	午後5時	00分	(8 時間)	分)	
	延長時間	時	分	～	時	分	(時間)	分)	
		時	分	～	時	分	(時間)	分)	
休園日	土・日曜日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで								
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	3号認定	(1)	/	/	/	1	
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0	/	/	/	0	
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間) その他(建物賃借と一体)						
		建物	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村 (民間))						
	財務健全性	債務超過	(直近二か年の会計期間)	無	損失計上	(直近三か年連続)	無		
建物設備	構造・面積	木造	地上2階 地下1階 建	2	階部分	2	m ²	(新築・改修) (現状)	
	保育室等	適用なし							
	3階以上								
	避難経路								
	室内化学物質								
	建築確認済証 検査済証								
耐震性能									

屋外遊戯場(庭)		適用なし			
職員	氏名				
	管理者 要件	<p>平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当</p> <p>児童福祉事業等に2年以上従事した者</p> <p>児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者</p>			
	保育従事職員	1人 (基準人数 1人)	常勤	1人	
			その他	1人	常勤換算 0人
食事の提供		適用なし			
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要		<p>児童福祉法第34条の15第4項の規定による意見聴取等</p> <p>趣旨 児童福祉法第34条の15第4項には、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないと定められている。 当区においては、児童福祉審議会を設置していないため、子ども・子育て会議の場を用いて、家庭的保育事業等の認可に係る児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くほか、具体の事業提案を審査する公募における選定委員会委員の意見等をもって法に定める意見聴取としているが、居宅訪問型保育事業に係る整備担当所管がないため、居宅訪問型保育事業を開始したい事業者がいる場合は、公募等を経ず、直接認可申請を受け付け、審査を行うこととしている。 公募等を経ない当該審査にあつては、通常の認可申請の審査で行う書類審査及び施設整備中検査(実地検査)に加えて面接審査及び財務審査を実施し、学識経験者等の意見を求め、意見聴取とした。</p> <p>審査方法 認可申請内容の審査の一環として、申請書類に関する書類審査、実地検査(連携施設含む)、当該事業者への面接審査及び財務審査を実施した。</p> <p>評価内容 審査の結果、認可に関する審査基準に照らし適正な申請内容であることを確認した。</p>			
特記事項		<p>・上記記載の内容は、認可申請書類の内容に基づき記載している。</p> <p>・当該事業は、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(以下「認可条例」という。)第38条第1項第1号に規定する障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児を対象とする。</p> <p>・利用定員は、0から2歳児まで1人だが、児童福祉法第6条の3第11項第2号の規定により満3歳以上の幼児に対する保育も行う。</p> <p>・当面は、月～金曜日の運営とする。</p> <p>・認可条例第39条第2項に規定される居宅訪問型保育事業と連携する保育施設については、認可条例第38条第1項第1号に規定する乳幼児に対する保育を提供する居宅訪問型保育事業にあつては、認可条例施行規則第10条第2項に規定する「特定教育・保育施設等又は障害児入所施設若しくは第10条の3に規定する施設」とするものとする。</p>			